

香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程をここに公布する。

令和2年5月29日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第6号

香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、病院局の企業職員（以下「職員」という。）がした発明の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職務発明」とは、職員がした発明（特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明をいう。以下同じ。）で、その性質上病院局の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が病院局における当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

2 この規程において「発明者」とは、その現在又は過去の職務に関連して発明をした職員をいう。

3 この規程において「所属長」とは、県立病院課長及び各県立病院の長をいう。

(権利の帰属)

第3条 県は、この規程の定めるところにより、職務発明に係る特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

(発明の届出)

第4条 職員は、その現在又は過去の職務に関連して発明をしたときは、速やかに、職務発明届（第1号様式）を所属長を経由して、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の職務発明届には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 発明の内容を詳記した書類

(2) 発明をするに至った経過を詳記した書類

(3) 2人以上の職員の共同に係る発明（以下「共同発明」という。）にあつては、発明者相互の持分及びその根拠を記載した書類

(4) その他発明について参考となる図書

3 所属長は、第1項の職務発明届に意見書（第2号様式）を添付して、管理者に提出しなければならない。

(職務発明の認定等)

第5条 管理者は、前条第1項の職務発明届の提出があったときは、当該発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、県が当該発明に係る特許を受ける権利を承継するかどうかを決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により職務発明であると認定した発明について発明者が既に特許権を取得しているときは、当該特許権を県が承継するかどうかを決定するものとする。

3 管理者は、前2項の規定による認定又は決定をしたときは、速やかに、その旨を所属長を経由して、当該発明者に文書で通知するものとする。

(譲渡の義務)

第6条 発明者は、管理者が前条第1項又は第2項の規定により特許を受ける権利又は特許権を県が承継すると決定したときは、当該特許を受ける権利又は特許権を県に譲渡しなければならない。

(特許出願)

第7条 管理者は、第5条第1項の規定により特許を受ける権利を県が承継すると決定した場合において、当該発明について特許出願が行われていないときは、速やかに、特許出願を行うものとする。ただし、管理者が特許出願を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(発明者の特許出願の制限)

第8条 発明者は、管理者が第5条第1項の規定により、当該発明を職務発明でないと認定し、又は当該職務発明に係る特許を受ける権利を県が承継しないと決定した後でなければ特許出願を行ってはならない。ただし、緊急に特許出願を行う必要があるときは、この限りでない。

2 発明者は、前項ただし書の規定に該当する場合で特許出願を行ったときは、速やかに、個人特許出願届(第3号様式)に特許出願に関する書類の写しを添付して、所属長を経由して、管理者に提出しなければならない。

(第三者への権利譲渡の制限)

第9条 発明者は、管理者が第5条第1項又は第2項の規定により、当該発明を職務発明でないと認定し、又は当該職務発明に係る特許を受ける権利若しくは特許権を県が承継しないと決定した後でなければ、当該特許を受ける権利又は特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

(登録補償金の支払)

第10条 県は、第6条の規定により特許権の譲渡を受けたとき、又は第7条の規定により特許出願を行った後に特許権を取得したときは、当該発明者の請求により、特許権1件につき5万円の登録補償金を支払うものとする。

(実施補償金の支払)

第11条 県は、第6条の規定により譲渡を受けた特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得たときは、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額に2分の1を乗じて得た額の実施補償金を、当該発明者の請求により、翌年5月31日までに支払うものとする。

2 管理者は、特別の事情により前項の規定により難いときは、実施補償金の額について別に定めることができる。

(共同発明者の受ける登録補償金又は実施補償金の額)

第12条 第10条の登録補償金又は前条の実施補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときの当該発明者が支払を受ける登録補償金又は実施補償金の額は、当該特許を受ける権利又は特許権のそれぞれの持分に応じた額とする。

(異議申立て等)

第13条 発明者は、第10条の規定により県から支払われた登録補償金の額又は第11条の規定により県から支払われた実施補償金の額に異議があるときは、当該登録補償金又は実施補償金の支払を受けた日から起算して60日以内に、管理者に対し、異議申立書(第4号様式)を提出することができる。

2 管理者は、前項の規定による異議申立書の提出があったときは、当該発明者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(発明者の負担した特許出願等費用の支払)

第14条 県は、第6条の規定により特許を受ける権利又は特許権の譲渡を受けた場合において、当該発明者が既に当該特許出願等に要する費用を支出しているときは、当該発明者の請求により、管理者が必要と認める費用を支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第15条 第10条の登録補償金及び第11条の実施補償金の支払を受ける権利並びに前条の費用の支払を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続するものとする。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(職務発明審査会)

第16条 次に掲げる事項を審議するため、職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 第5条第1項及び第2項の認定及び決定に関する事項
- (2) 第13条第1項の規定による異議申立てに関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項

- 2 審査会は、会長及び委員若干人をもって組織する。
- 3 会長は、管理者の職にある者をもって充て、委員は、職員のうちから管理者が任命する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長は、会議を招集して議長となる。
- 6 会長は、審議のため必要があるときは、発明者その他関係職員の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 7 会長は、審査会の審議に付すべき事案について、特に緊急を要すると認めるとき、又は審査会を招集する必要がないと認めるときは、書面審議をもって審査会の審議に代えることができる。
- 8 審査会の庶務は、県立病院課で行う。

(退職後に判明した職務発明の取扱い)

第17条 職員がその在職期間中にした職務発明については、当該職務発明をしたことが当該職員の退職後に判明した場合であっても、第2条から前条までの規定を適用する。この場合において、第4条第1項及び第3項、第5条第3項並びに第8条第2項中「所属長」とあるのは、「当該職務発明をした当時の所属長」と読み替えるものとする。

(考案等への準用)

第18条 この規程の規定は、職員がした考案（実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案をいう。以下同じ。）、意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠をいう。以下同じ。）の創作について準用する。この場合において、職員がした考案及び意匠の創作については、第10条中「5万円」とあるのは、「3万円」と読み替えるものとする。

(登録補償金の額等の改正についての協議)

第19条 管理者は、第10条又は第11条の規定を改正しようとするときは、あらかじめ、職員と協議を行うものとする。

(外国特許の出願)

第20条 管理者は、第6条の規定により特許を受ける権利又は特許権の譲渡を受けた職務発明について、外国の特許権を取得する必要があると認めるときは、その特許の出願を行うものとする。

(委任)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職員がその職務に関連してした発明について、当該発明をした者から特許を受ける権利又は特許権の譲渡の申出があったときは、当該発明を施行日以後になされた発明とみなしてこの規程の規定を適用する。
- 3 施行日前に県が発明をした職員から譲り受けた特許を受ける権利又は特許権は、この規程の規定に基づいて譲り受けた特許を受ける権利又は特許権とみなして第10条から第14条までの規定を適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

香川県病院事業管理者 殿

発明者
所 属
職氏名

職 務 発 明 届

次の発明をしたので、香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

発明の名称

注 発明者が退職している場合にあっては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記載してください。

第2号様式（第4条関係）

		年	月	日
香川県病院事業管理者		殿		
			所属長職氏名	印
意見書				
職員がした発明についての所属長の意見は、次のとおりです。				
1 発明の名称				
2 発明者の所属職氏名				
3 発明をするに至った経過				
4 職務発明であるかどうかに関する意見				
① 発明の内容が病院局の業務範囲に属するか否か				
② 発明をするに至った行為が発明者の現在又は過去の職務に属するか否か				
③ 職務発明か否か				
5 権利の承継に関する意見				
① 病院局の事業への活用の可能性				
② 企業実施等の見通し				
③ 権利の承継に関する意見				
6 共同発明の場合の持分の割合に関する意見				
7 その他				

注 発明者が退職している場合にあつては、「発明者の所属職氏名」の欄には、その氏名並びに職務発明をした当時の所属及び職名を記入してください。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

香川県病院事業管理者 殿

発明者
所 属
職氏名

個 人 特 許 出 願 届

次の発明について、香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程第8条第1項ただし書の規定により発明者の名義で特許出願を行ったので、同条第2項の規定により、特許出願に関する書類の写しを添えて、届け出ます。

- 1 発明の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願番号
- 4 緊急に出願を行った理由

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所及び職務発明をした当時の所属を、「職氏名」の欄には氏名及び職務発明をした当時の職名を記入してください。

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

香川県病院事業管理者 殿

発明者
所 属
職氏名

異 議 申 立 書

香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程第13条第1項の規定により、次のとおり登録補償金（実施補償金）の額について異議を申し立てます。

- 1 異議申立てに係る補償金の種類及び額
- 2 異議申立てに係る登録補償金（実施補償金）の支払を受けた年月日

年 月 日

- 3 異議申立ての理由

注 発明者が退職している場合にあつては、「所属」の欄には住所を、「職氏名」の欄には氏名を記入してください。